

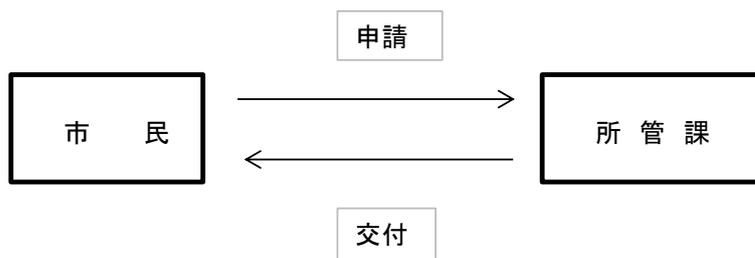
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	松山市鹿島公園渡船施設使用料の減免	
処 分 の 概 要	松山市鹿島公園渡船施設使用料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例(平成16年12月21日条例第90号)	
条 項	第4条第1項	
所 管 課	観光・国際交流課	
経由機関での処理期間		
所管課での処理期間		
標 準 処 理 期 間	計	1週間
審査基準	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例第4条第2項の各号に該当する場合。	
【根拠法令等】		
<p>第4条 市の公用のため渡船を使用するときは、使用料を徴収しない。</p> <p>2 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を減免することができる。</p> <p>(1) 15人以上の団体が渡船を使用する場合 5割以下の額</p> <p>(2) 身体障害者手帳, 療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の所持者及びその介護人又は65歳以上の者が渡船を使用する場合 5割以下の額</p> <p>(3) 市長が特に必要と認めた場合 市長が定める額</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。